

# 保健センターだより

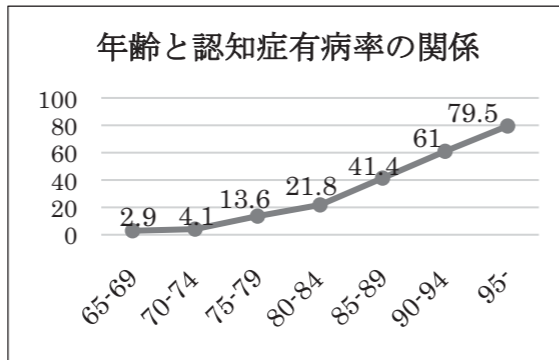
高齢化率が40%を超えた山都町。高齢になるとともに増えてくる病気のひとつに認知症があります。

右のグラフは年齢と認知症発症率の関係を表しています。75歳を超えると発症率も増し、90歳以上になると約60%となります。わが町の介護保険新規申請者の原因疾患も、1位は関節・脊柱・骨折等の運動器疾患(35%)、2位が認知症(24%)となっています。

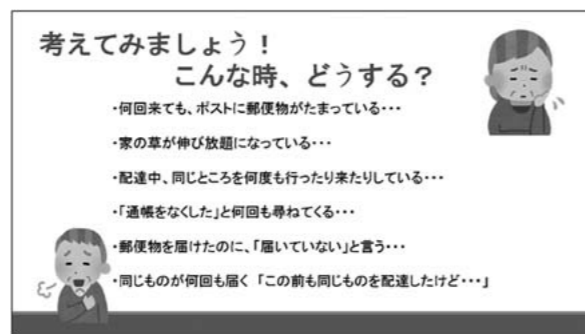
これから認知症の問題はより身近なものになります。そのため、町では認知症についての学習会を実施しています。

学習会のひとつに「認知症サポーター養成講座」があります。認知症についての基礎知識のほか、認知症の方への接し方、生活の中でできることは何かを考えてもらいます。

平成21年から住民の方を対象に取り組んでいますが、最近は金融機関、郵便局や消防団等へも活動を広げています。サポーター講座の受講希望の団体がありましたら、健康福祉課高齢者支援係(72-1295)までお問い合わせください。



(厚生労働省研究班推計(2013)より)



(上) 郵便局長を対象にした講座の様子と使用したスライド。仕事中的場面を想定して考えて頂きました。



(左) 肥後銀行浜町支店のみなさん。

(左下) 第三分団の様子。

(下) 講師役は一定の研修を受けた「認知症キャラバンメイト」が行います。普段は町内外の医療機関、介護保険福祉施設等で活躍されています。



## ～消費生活センターが、より身近に～

### 上益城5町広域連携消費生活相談室・・・山都町

平成26年度3年目を迎えた上益城5町(益城町、御船町、嘉島町、甲佐町、山都町)の垣根を越えた相談室には、前年度比155件の大きな増加がみられ、全総数は益城町の参加や周知により、59%増の387件、その内、山都町相談室には65件のご相談が寄せられました。

#### 主な相談

- 1 カード社会を反映し、年代を問わないカード不正使用やスマホの不正請求、商品が届かないネットトラブル。
- 2 以前、サラ金の過払い金請求はしたけど・・・再び、多重債務に陥ってしまった生活苦の問題。
- 3 申し込んでいないのに、強引に送りつけられた健康食品や古布団を無料で引き取ってもらったのに、高額な布団契約になってしまった。その他「光回線工事」や「投資の勧誘電話」など。高齢者をターゲットにした商法も、後を絶ちません。

「あんな事、こんな事、少しだけ聞いてみたい。」でも構いません。

上益城5町消費生活相談室では、県消費生活センターと同様に専門相談員がご相談に応じ、弁護士・司法書士による無料の法律相談会を実施しています。

いつでも、どこでも、身近な町で、ご相談ください。  
上益城5町広域連携消費生活相談室

月曜日	益城町役場(1F相談室)	Tel: 096-286-3111
火曜日	御船町役場(総務課2F相談室)	Tel: 096-282-1111
水曜日	嘉島町役場(1F相談室)	Tel: 096-237-1112
木曜日	甲佐町役場(甲佐町老人いこいの家)	Tel: 096-234-3223
金曜日	山都町役場(1F相談室)	Tel: 0967-72-3133

日時：毎週月曜日～金曜日(祝日及び年末年始を除く)  
午前9時～午後4時まで(正午～午後1時を除く)

お問い合わせ先：山都町役場 健康福祉課 福祉係 Tel 0967-72-1229

## 戦没者のご遺族の皆さまへ

### 第十回特別弔慰金が支給されます

戦没者の死亡当時のご遺族で、平成27年4月1日(基準日)において、「恩給法による公務扶助料」や「戦傷病者戦没者遺族等援護法」による遺族年金等を受ける方(戦没者等の妻や父母等)がいない場合に、第十回特別弔慰金として、額面25万円、5年償還の記名国債が支給されます。

次の順番による先順位のご遺族お一人に支給されます。

1. 平成27年4月1日までに戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金の受給権を取得した方
2. 戦没者等の子
3. 戦没者等の①父母②孫③祖父母④兄弟姉妹  
※戦没者等の死亡当時、生計関係を有していること等の要件を満たしているかどうかにより、順番が入れ替わります。
4. 上記1から3以外の戦没者等の三親等内の親族(甥、姪等)  
※戦没者等の死亡時まで引き続き1年以上の生計関係を有していた方に限ります。

※請求手続きなど詳しくは、お問い合わせください。

請求期間 平成30年4月2日まで

請求窓口

山都町役場健康福祉課 福祉係 (72-1229)  
清和総合支所健康福祉課 (82-2111)  
蘇陽総合支所健康福祉課 (83-1111)